

○公衆浴場法施行条例（昭和 35 年岩手県条例第 58 号）

（趣旨）

第 1 条 この条例は、公衆浴場法（昭和 23 年法律第 139 号。以下「法」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第 1 条の 2 この条例において「一般公衆浴場」とは、公衆浴場の確保のための特別措置に関する法律（昭和 56 年法律第 68 号）第 2 条に規定する公衆浴場をいう。

2 この条例において「その他の公衆浴場」とは、一般公衆浴場以外の公衆浴場をいう。

（配置の基準）

第 2 条 法第 2 条第 3 項の規定による一般公衆浴場の設置の場所の配置の基準は、既設の一般公衆浴場からの直線距離（浴場本屋間を測定する。）が 350 メートル以上であるものとする。ただし、知事は、土地の状況、人口密度、規模の大小、利用形態等により、配置上適正と認めるときは、その基準を緩和することができる。

2 前項の規定は、次の各号のいずれかに該当する一般公衆浴場については、適用しない。

- (1) 浴槽の注入口における自然温度が摂氏 25 度以上の温泉法（昭和 23 年法律第 125 号）第 2 条第 1 項に規定する温泉を使用する一般公衆浴場
- (2) 都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 12 条第 1 項各号に掲げる事業の施行に伴い、施行者から移転又は除却を命ぜられたために移転する一般公衆浴場で、当該移転後 1 年以内に従前の営業形態をもって設置するもの
- (3) 営業の全部の停止（法第 7 条第 1 項の規定に基づく営業の停止を除く。）が引き続き 1 年以上の一般公衆浴場に近接して設置する一般公衆浴場
- (4) 既設の一般公衆浴場を従前の営業形態のまま承継して経営する一般公衆浴場
- (5) 既設の一般公衆浴場で、老朽し、又は災害により滅失したものの営業者が、営業の廃止後 6 月以内に、その場所に従前の営業形態をもって設置する一般公衆浴場

（措置の基準）

第 3 条 法第 3 条第 2 項の規定による措置の基準は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 脱衣室及び浴室には、換気及び採光のための窓又はこれに代わるべき設備を設けること。
- (2) 脱衣室及び浴室の照明は、十分な照度を保つこと。
- (3) 浴槽内には、温度計を備え付け、浴場は、適温を保つようにし、かつ、温度の調節に必要な設備を設けること。
- (4) 脱衣室は、入浴者が脱衣及び着衣に支障のない程度に保温すること。
- (5) 脱衣室の面積は、入浴者数に応じた適当な広さとする。
- (6) 脱衣室には、衣類その他の携帯品等を保管し得る戸棚又は容器を設け、常に清潔にしておくこと。
- (7) 脱衣室と浴室との境界は、見通しができるような材料を用いること。
- (8) 入浴者用便所は、男女脱衣室から出入りできる場所にそれぞれ 1 個以上設け、常に清潔に保つこと。
- (9) 洗い場の側壁の高さ 1 メートルまでの部分、床及び浴槽は、耐水性の材料を用い、洗い場には、傾斜を施し、汚水溝を設け、当該汚水溝には、ふたをして清潔にし、浴用に供した湯水が屋外の下水溝に自然に流れ出るようにすること。
- (10) 洗い場の床面積は、浴槽の面積の 3 倍以上とし、給湯栓及び給水栓は、入浴者数に応じた適当な数を、0.7 メートル以上の間隔で設けること。
- (11) 洗い場には、相当数の洗いおけ及び 1 人掛け用の洗い腰掛けを備え付け、常に清潔にしておくこと。
- (12) 男女用ともそれぞれ、浴槽の面積は 1.6 平方メートル以上、浴槽の縁の高さはおおむね 0.05 メートル以上とする。
- (13) 浴槽の湯水は、入浴に十分な量とし、かつ、汚濁しないようにすること。
- (14) 浴槽に直接に注入する温水の原料である冷水、浴槽に直接に注入し、又は給湯栓若しくは給水栓（シャワーその他これに類するものを含む。）から供給する温水又は冷水及び浴槽内の湯水の水質は、別に

定める基準に適合するものであること。

- (15) 連日使用型循環浴槽(浴槽内の湯水を24時間以上にわたり、浴槽から完全な排出及び入替えをせずに、当該湯水を循環ろ過している方式の浴槽をいう。以下同じ。)の湯水は、浴槽から1週間に1回以上完全に排出し、入替えを行い、浴槽の消毒及び清掃を行うこと。
- (16) 浴槽(連日使用型循環浴槽を除く。)の湯水は、1日に1回以上換えること。この場合は、浴室を十分清掃すること。
- (17) 肉眼では見えない微小な水粒を発生させる気泡発生装置、ジェット噴射装置、シャワー、打たせ湯等の設備には、連日使用型循環浴槽の湯水を使用しないこと。
- (18) 気泡発生装置及びジェット噴射装置の空気取入口から土ほりが入らないようにすること。
- (19) 循環ろ過装置を設置している設備には、その循環経路内の毛髪その他これに類するものを除去する装置を設置すること。
- (20) 循環ろ過装置は、1週間に1回以上消毒及び汚れの排出を行うこと。
- (21) 浴槽に直接に注入する温水(摂氏60度以上の温水及び循環ろ過方式により還流される温水を除く。)を貯湯槽に滞留させないようにすること。ただし、これにより難しい場合は、消毒等の方法により貯湯槽の温水を第14号の基準に適合させるようにすること。
- (22) 露天風呂の浴槽水が屋内の浴槽水に混じらないようにすること。
- (23) 脱衣室及び浴室は、外部から見通しのできないようにすること。
- (24) 脱衣室及び浴室は、男女ごとに設け、かつ、12歳未満の者を除き、男女各別に利用させるようにし、その境界には、見通しのできない障壁を設けること。

2 衛生上及び風紀上支障がない場合において知事の承認を得たときは、前項に規定する基準にかかわらず、一般公衆浴場で前条第2項第1号に該当するものにあつては前項第10号、第12号及び第16号に、その他の公衆浴場にあつては同項第7号、第8号、第10号から第12号まで、第16号及び第24号に規定する基準の全部又は一部を適用しない。

第4条 主として蒸気、熱気、砂等を用いる公衆浴場にあつては、前条に規定する基準によるほか、次の各号に掲げる基準によらなければならない。

- (1) 蒸気又は熱気を用いる場合には、蒸気等に対する安全装置を設け、適温が保持できるようにすること。
- (2) 浴室には、シャワー、上がり湯の設備又は適当な浴槽を設け、常に清潔にしておくこと。

2 衛生上支障がない場合において知事の承認を得たときは、前項に規定する基準にかかわらず、同項第2号に規定する基準を適用しない。

(水質検査の実施)

第5条 営業者は、1年に1回(連日使用型循環浴槽の湯水にあつては、1年に2回)以上、第3条第1項第14号に掲げる水質の基準についての検査を行わなければならない。

2 営業者は、前項の検査により第3条第1項第14号の基準を超える汚染が判明した場合は、その旨を知事に届け出るものとする。

(営業の変更等の届出)

第6条 法第2条第1項の規定による許可を受けた者は、当該許可に係る事項を変更したとき、又は営業の全部若しくは一部を停止し、若しくは廃止したときは、その変更、停止又は廃止の日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

2 法第2条の2第2項の規定による届出をした者は、当該届出に係る事項を変更したときは、その変更の日から10日以内に、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

(手数料)

第7条 法第2条第1項の許可の申請に対する審査については、1件につき22,000円の手数料を徴収する。

2 既納の手数料は、還付しない。

(補則)

第8条 この条例の実施に関し必要な事項は、知事が定める。